

議案第 3 5 号

調布市深大寺水車館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 1 9 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市深大寺水車館条例施行規則において事業の実態に則した条項に変更するための改正を提案するものです。

調布市深大寺水車館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市深大寺水車館条例施行規則（平成4年調布市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用しようとする者」を「使用して事業を行おうとする者」に改め、同条第2項中「2月前（申請する日（この項の規定により申請することとなる日を含む。）が休館日に当たるときは、その翌日。以下5日前において同じ。）から5日前まで」を「属する月の2月前の初日から当該初日が属する月の末日まで（調布市郷土博物館条例（昭和49年調布市条例第21号）第3条に規定する郷土博物館の休館日（同条ただし書の規定により定めた臨時の休館日を含む。）を除く。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

第1号様式中

「

催物の名称

」

を

「

事業の名称

」

に、

「

使用日	年 月 日 ()
-----	-----------

」

を

「

使用日	年 月 日 () ※事前に郷土博物館と調整をしてください。
-----	-----------------------------------

」

に改める。

第2号様式中

「

催物の名称

」

を

「

事業の名称

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調布市深大寺水車館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市深大寺水車館条例施行規則 平成4年6月25日教育委員会規則第8号</p>	<p>○調布市深大寺水車館条例施行規則 平成4年6月25日教育委員会規則第8号</p>
<p>改正 平成5年7月13日教委規則第5号 平成7年3月29日教委規則第10号 平成18年1月27日教委規則第9号 令和3年3月31日教委規則第5号</p>	<p>改正 平成5年7月13日教委規則第5号 平成7年3月29日教委規則第10号 平成18年1月27日教委規則第9号 令和3年3月31日教委規則第5号</p>
<p>調布市深大寺水車館条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>調布市深大寺水車館条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、調布市深大寺水車館条例（平成4年調布市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、調布市深大寺水車館条例（平成4年調布市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条及び第3条 削除 (水車の使用申請)</p>	<p>第2条及び第3条 削除 (水車の使用申請)</p>
<p>第4条 条例第7条第1項の規定により水車を<u>使用して事業を行おうとする者</u>は、水車使用申請書（第1号様式）を調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第4条 条例第7条第1項の規定により水車を<u>使用しようとする者</u>は、水車使用申請書（第1号様式）を調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する申請は、使用しようとする日の<u>属する月の2月前の初日から当該初日が属する月の末日まで（調布市郷土博物館条例（昭和49年調布市条例第21号）第3条による休館日（同条ただし書の規程により定めた臨時の休館日を含む。）を除く。）</u>に行うものとする。<u>ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。</u></p>	<p>2 前項に規定する申請は、使用しようとする日の<u>2月前（申請する日（この項の規定により申請することとなる日を含む。）が休館日に当たるときは、その翌日。以下5日前において同じ。）から5日前まで</u>に行うものとする。</p>
<p>(水車使用の承認)</p>	<p>(水車使用の承認)</p>
<p>第5条 水車使用の承認は、原則として申請の順序により行い、申請が同時のときは、協議又は抽せんにより定める。 (<u>使用承認書の交付</u>)</p>	<p>第5条 水車使用の承認は、原則として申請の順序により行い、申請が同時のときは、協議又は抽せんにより定める。 (<u>使用承認書の交付</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 委員会は、第4条の申請について水車の使用を承認としたときは、水車使用承認書（第2号様式）を当該申請をした者に交付する。</p>	<p>第6条 委員会は、第4条の申請について水車の使用を承認したときは、水車使用承認書（第2号様式）を当該申請をした者に交付する。</p>
<p>（使用承認書の提示）</p>	<p>（使用承認書の提示）</p>
<p>第7条 第5条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が水車を使用するときは、前条に規定する使用承認書を係員に提示しなければならない。</p>	<p>第7条 第5条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が水車を使用するときは、前条に規定する使用承認書を係員に提示しなければならない。</p>
<p>（取消し等の通知）</p>	<p>（取消し等の通知）</p>
<p>第8条 委員会は、条例第7条第3項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用者に通知するものとする。</p>	<p>第8条 委員会は、条例第7条第3項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用者に通知するものとする。</p>
<p>（特別の設備の申請）</p>	<p>（特別の設備の申請）</p>
<p>第9条 条例第7条第4項ただし書の規定により、調布市深大寺水車館（以下「水車館」という。）に特別の施設をし、又は変更を加えるための承認を受けようとする者は、第4条に規定する申請と同時にその承認を受けなければならない。</p>	<p>第9条 条例第7条第4項ただし書の規定により、調布市深大寺水車館（以下「水車館」という。）に特別の施設をし、又は変更を加えるための承認を受けようとする者は、第4条に規定する申請と同時にその承認を受けなければならない。</p>
<p>（入場の制限）</p>	<p>（入場の制限）</p>
<p>第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。</p>	<p>第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。</p>
<p>（1） 火薬類その他危険物を所持する者</p>	<p>（1） 火薬類その他危険物を所持する者</p>
<p>（2） 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者</p>	<p>（2） 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者</p>
<p>（3） 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p>	<p>（3） 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p>
<p>（使用者等の義務）</p>	<p>（使用者等の義務）</p>
<p>第11条 使用者及び水車館の入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p>	<p>第11条 使用者及び水車館の入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p>
<p>（1） 水車館の施設又は展示品をき損し、若しくはそのおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>（1） 水車館の施設又は展示品をき損し、若しくはそのおそれのある行為をしないこと。</p>
<p>（2） 水車館の展示品等の模写、模造、撮影等を行うときは、あらかじめ委員会の承認を受けること。</p>	<p>（2） 水車館の展示品等の模写、模造、撮影等を行うときは、あらかじめ委員会の承認を受けること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 喫煙及び飲食をしないこと。</p> <p>(4) 火気及び環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。</p> <p>(5) 動植物を採集し、又は捕獲しないこと。</p> <p>(6) 車両等を乗り入れ、又は立入禁止区域内に入らないこと。</p> <p>(7) 物品の販売を行うときは、あらかじめ委員会の承認を受けること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、係員が指示すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、調布市教育委員会教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年7月13日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月29日教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成18年1月27日教委規則第9号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年3月31日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(3) 喫煙及び飲食をしないこと。</p> <p>(4) 火気及び環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。</p> <p>(5) 動植物を採集し、又は捕獲しないこと。</p> <p>(6) 車両等を乗り入れ、又は立入禁止区域内に入らないこと。</p> <p>(7) 物品の販売を行うときは、あらかじめ委員会の承認を受けること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、係員が指示すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、調布市教育委員会教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年7月13日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月29日教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成18年1月27日教委規則第9号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年3月31日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p><u>第1号様式 (第4条関係)</u></p>	<p><u>第1号様式 (第4条関係)</u></p>

改正後

調布市深大寺水車館水車使用申請書

□内には✓印を記入してください。

事業の名称					
使用目的					
使用団体名					
使用日	年 月 日 ()	使用予定人数	人		
※事前に郷土博物館と調整をしてください。					
使用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで	<input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで			
使用設備	<input type="checkbox"/> つきうす () 基	<input type="checkbox"/> ひきうす			
持込み等					
申請者	住所	上記のとおり使用した いので、申請します。 年 月 日			
	氏名				
	電話				
使用責任者	住所	調布市教育委員会 あて 受付番号			
	氏名				
	電話				
	受付	係	係長	補佐	館長

改正前

調布市深大寺水車館水車使用申請書

□内には✓印を記入してください。

催物の名称					
使用目的					
使用団体名					
使用日	年 月 日 ()	使用予定人数	人		
※事前に郷土博物館と調整をしてください。					
使用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで	<input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで			
使用設備	<input type="checkbox"/> つきうす () 基	<input type="checkbox"/> ひきうす			
持込み等					
申請者	住所	上記のとおり使用した いので、申請します。 年 月 日			
	氏名				
	電話				
使用責任者	住所	調布市教育委員会 あて 受付番号			
	氏名				
	電話				
	受付	係	係長	補佐	館長

改正後

第2号様式（第6条関係）

調布市深大寺水車館水車使用承認書

事業の名称				
使用目的				
使用団体名				
使用日	年 月 日 ()	使用予定人数	人	
使用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで			
使用設備	<input type="checkbox"/> つきうす () 基 <input type="checkbox"/> ひきうす			
持込み品等				
申請者	住所	上記のとおり使用の承認をします。 年 月 日	調布市教育委員会	
	氏名			様
	電話			
使用者	住所	調布市教育委員会	承認番号	
	氏名			
	電話			

改正前

第2号様式（第6条関係）

調布市深大寺水車館水車使用承認書

催物の名称				
使用目的				
使用団体名				
使用日	年 月 日 ()	使用予定人数	人	
使用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで			
使用設備	<input type="checkbox"/> つきうす () 基 <input type="checkbox"/> ひきうす			
持込み品等				
申請者	住所	上記のとおり使用の承認をします。 年 月 日	調布市教育委員会	
	氏名			様
	電話			
使用者	住所	調布市教育委員会	承認番号	
	氏名			
	電話			